第23号様式(交付要求解除拒否通知書)

|  |
| --- |
| 交付要求解除拒否通知書 |
| 年　　月　　日請求者住(居)所氏名　　殿小野町長　氏名㊞あなたから請求のあつた交付要求の解除については下記の理由により応じることができません。なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 滞納者 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 交付要求の解除を拒否する理由 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 請求年月日交付要求解除 | 年　　月　　日 | 備考 | 　 |

記載要領

一　この通知書は、徴収法第85条第1項の規定により交付要求の解除の請求があつたがその請求を相当と認めずその旨を同条第2項の規定により請求者に通知する場合に使用する。

二　「備考」欄には、必要に応じて交付要求解除請求の年月日等を記載する。